

# 中皇命論序説

櫻井満

わが欲りし野島は見せつ。底深き阿胡根の浦の珠を拾はぬ

右は頭に云はく、わが欲りし子島は見しを (一一一)

右、檢山上憶良大夫類聚歌林曰、天皇御製歌云々

「中皇命」の文字は『万葉集』に次の二例が見出されるだけである。

(一) 高市岡本宮御宇天皇代(舒明天皇)の歌六首中に、

天皇遊蕩内野之時、中皇命使間人連老猷歌

やすみししわご大君の 朝には取り撫でたまひ 夕にはい倚り  
立たしし 御執らしの梓の弓の 奈加弭の音すなり。朝獵に今  
たたすらし。夕獵に今たたすらし。御執らしの梓の弓の 奈加  
弭の音すなり

反歌

たまきはる宇智の大野に馬並めて、朝踏ますらむ。その草深野

(三・四)

(二) 後岡本宮御宇天皇代(斉明天皇)の歌八首中に、

中皇命往于紀温泉之時御歌

君が齢も我が齢も知るや、磐代の岡の草根を いざ 結びてな  
わが背子は仮廬作らず。草なくば、小松が下の草を刈らさぬ

(一〇)

(一一)

この二つの場合の「中皇命」とは一体誰方か、という問題は未だ定説をみない。従来、真淵の『万葉考別記一』に「これは舒明天皇の皇女、間人皇女におはすと荷田大人のいひしぞよき」といひ、後の孝徳天皇の后になられた間人皇女とされて来たが、大正初年からの問題を繰り返し論じられた喜田貞吉博士は、「中天皇考」(『万葉集』<sup>学論</sup>所収)において、「中皇命」はナカツスメラミコトと訓み、先帝と後帝との中間を取りつぐ中間天皇の義か中宮天皇の略称で、斉明朝の中皇命は倭姫皇后、舒明朝の中皇命は皇極天皇の御事と結論された。これに対して折口信夫先生は、「中皇命」を御在位中の天皇に對して、最も近い間柄で、「神と天皇との間に立つ仲介者なる聖者、中立ちして神意を伝へる非常に尊い聖語伝達者」と解釈し、皇極斉明天皇とされた。これは『古代研究』以来の御高説で、「水の女」の統篇といはれる「女帝考」(『折口信夫全集』<sup>第二十卷</sup>所収)に委曲がつくされてゐる。

今日なほ沢瀉久孝博士が斉明天皇説を積極的に主張される一方、

土屋文明氏や田中卓博士、中西進博士などは間人皇女説を主張してゐられる<sup>(1)</sup>。小稿では、これら中皇命論の一事について吟味検討の結果を述べる余裕はないが、古代后妃の本質から当該時点における中皇命を考へてみたい。

## 二

「中皇命」に類似の御称呼として、「仲天皇」「中都天皇」などが指摘されてゐるが、これを整理してみると次のやうになる。

仲天皇	(大安寺縁起)	倭姫女王	間人皇女
中都天皇	(続日本紀宣命)	元明天皇	元正天皇
中太上天皇	(東大寺献物帳 正倉院御物象牙牌)	元明天皇	元正天皇
中宮天皇	(野中寺弥勒菩薩像)	齐明天皇	齐明天皇

最近、井上光貞氏が、「古代の女帝」(日本歴史学會編「歴史と人物」所収)において、中皇命・中天皇・中宮天皇などを同一レベルで扱つたために問題が錯綜したことを指摘された。たしかに中天皇と皇后天皇の義である中宮天皇とは語義が違ふし、先・中・後の太上天皇を区別していつた中太上天皇もまた違ふ。要するに「中」の意義がまつたく違ふのであるが、しかし中皇命と中天皇(中都天皇)との「中」には、確然たる区別はなく、なほ考究の余地があるのではなからうか。『万葉集』の用字法を思ふと、「皇命」は「天皇」の本来的な日本的な用字であつたと認められるのであるが、その次第は別稿に譲り、とにかく当否は別にしても中皇命一類の御称呼に擬定される方々が何れも女性であること、しかも皇后となり更には女帝(但し間人皇女は例外、倭姫女王は喜田博士に即位説がある通り、登極されたか)となられた方々であることは注目しなければならぬ。「——天皇」を称するのであるから、即位されたこと当然ではあるが、皇統上に

仲天皇以下の御称呼を要した時点のあつたことと、それぞれの称呼の意義を考へてみると、「中皇命」も決して誰方かの別名であつたものではなく、当該時点における中皇命と称される人格があつたのみなければならぬ。

「中皇命」の意義を考定する場合、「中」は何を表はすかといふことは重要な問題である。「中」を冠する称呼をみると、万葉ではすぐあとの大和三山の歌の題詞に「中大兄」がある。この「中」は、異腹の兄、古人大兄に對してのもので、大君に對する中君と同断であらう。また、大伴田主は字を「仲郎」(卷二、二二六の左注。一七八の題詞と左注は「中郎」とみえる。この「仲郎」は、中国で兄弟の順序を伯・仲・叔・季といふのに由来し、安麿の二男としてかう呼んだものといはれる。かうした例は、応神紀二十三年秋九月の条に、御友別の子等を「長子稱速別……中子仲彦……弟彦」と称し、また継体紀元年三月の条には、八人の妃のうち広媛(坂田大跨王の女)と閑媛(茨田速小望の女、或は妹とも)が三人の姉妹をお生みになつてゐるが、やはり「長——仲——少——」と順に呼んでゐる。また根王の女広媛は二皇子をお生みになり「長を菟皇子……少を中皇子」と伝へてゐる。

かうした事例からすると、必ずしも中国の伯・仲・叔・季をそのまま受け入れたものとはいへないやうであるが、「中」は三人の子の中の二番目の子を表はし、その二番目の子に「中——」の名が用ゐられる場合が通例であつたことはいへる。だから「仲郎」「仲子」は本来普通名詞であつて、「字」とか「更名」とされるのは、その固有名詞化とみてよい。

一般に「中」に對しては、『古事記』伊弉那岐命の禊ぎの段に「上つ瀬は瀨速し、下つ瀬は弱し」と詔りたまひて、初めて中つ瀬に降り潜きて瀧ぎたまふ云々とあり、また応神天皇の角鹿の蟹の歌に

「初土は膚赤らけみ、底土はに黒き故、三粟の中つ土を……」  
(四三)、同じく応神天皇の「かぐはし 花橘は、ほつ枝は鳥居枯らし、下枝は人取り枯らし、三つ粟の中つ枝のほつりあから嬢子を、いざささばよろしな」(四四、紀三五小異)等々、上・下を捨てて「中」を撰択するといふ発想法はよくみられ、「中」に靈威の集中を認める上代人の思想が顕著に伺へる。おそらく、造化三神の一、天御中主神の信仰もかうした思想に由来するであらう。

或はこの「中」の靈威をナカチといった時代があつて、それがさうした位置にある者の称呼に用ゐられるやうになり、東歌にも、都武賀野に鈴が音聞こゆ。可牟思太の殿の奈可ナカチ知し鷹狩りすらしも 或本歌曰、美都我野爾。  
しも 又曰、和久胡思、美都我野爾。(三四三八)

と歌はれてゐるのかも知れない。ナカチに対して、或本の歌にワクゴ—神語を詔り分く子—とする異伝があるのも、さうした事情を物語るものかも知れないが、これ以上の確証はない。後考を期するが、ナカチシの語は、枕詞のタラチシ(神の子をはぐくみ育てる意)やヤスミチシ(ヤスミシシは万葉の用字例には安美知之・安見知之・八隅知之とあり、ヤスミチシと訓むべきかと思われる)と併せ考ふべき宗教的な内容をもつ語であつたことはたしかである。

さて、かうした三人の子の中の二番目の子の意や物の「中」位に対して、天つ神と天皇との中、天皇と臣下との中(即ち中つ臣ナカチノミコ、神と人との中、といふ場合の「中」がある。要するに「仲立」の意である。古代宗教にあつては、天つ神の伝令使ツケノミコトをする仲立ちが必ず存在したのであつた。

今日に伝承される民俗芸能の中にも、「中だち」といふ役名がある。例へば岩手県下閉伊郡岩泉の鹿踊の囃子方のことをいひ、鹿四人、側鹿四人が舞ふが、輪踊の時にこのナカダチが中に入る。また、同県江刺郡岩谷堂町の鹿踊では、中立ちのみが立ち、他はうづ

くまる。他が立つときは中立ちがうづくまる。「中立ちくるえはみなくなる。中立ちいれねばしゆげないぞ」の歌があるといふ。輪踊の中に立つから「中だち」といふ説明が行はれてゐるのだから、要するに、神と人との中に立つ——「仲立」に違ひない。その非常に明らかなよい例がある。それは房総半島の南端、千倉町白間津に鎮座する日枝神社で五年目毎に行はれる大祭の仲立である。私は昭和三十三年の大祭(七月十四日、十六日)に採訪したのであるが、部落から選ばれた両親健在、品行方正の十二、三才の少年二人が、四十日間、別火の生活は勿論、毎朝五時半には潮垢離をとり、神前に潮バナを捧げるといふ嚴重な齋齋を経て、それぞれ「日天」「月天」と称する神役につく。鼓を腹につけ頭にシヤグマ様のものをかぶり、背には日天は太陽、月天は月を表象するものを負ふ。祭典には神の位置を占めて人々に向かひ、祭祀の中枢におかれ、神の尸童としての姿をはつきりみせてゐる。そしてこの祭りでも最も重視されるササラ踊りの先頭に立つて境内に練り込み、境内で輪踊りになると、その中心に「仲立」とササラ連中(唄ひ手)がはいるのである。どこまでも「仲立」は神と人との仲立ちであつたことをみせてゐる。

また山嶽宗教や修験道で、託宣の際の神の憑りましとなる役をナカザと称してゐる。平瀬麦雨氏が「郷土研究」(第三卷第一号)に紹介された「犬飼山の神おろし」が興味深いので引いてみよう。いはゆる御嶽講の神下しを御座を立てると称し、八御座を立てるのは中座と呼ぶ先達株のものがやる。つまり神様は此中座の身に御降りになるのである。お降りになる神様には色々ある。御降りになるとすぐに「我は御笠山刀利天なるぞよ」といふやうに名乗るのである。…それが更に一言一句のお指図でも皆後を振りかへつて「ハイ、ハイ」と答へながら、古峯、御嶽の神勅を蒙つて伺ひを立てる者に答へるのである。お降りになるには中座と伺ひを立てる者と二人床前

に向つて（講中の人の座敷の床は常に神の御座である）神仏両部の唱言経文咒文を唱へてゐるうちに、中座の身体は次第に震動して来て、木鈸珠數の音あらく、くるりと後ろ向きになるのである。さうすると伺ひ者は「恐れながら何様のお降りて御座りますか」と丁寧な問ふのである。病人のことを問へば病名、原因、祟り障り、療法、禁厭、祈禱から薬種の指定までする……Vといふ。

かうした民俗にみられるナカダチは、まぎれもなく、神と人との媒介者であり、シャーマンである。古代の政治が、靈力ある女性のシャーマンとしての靈媒によるところ大であつたことを思ふと、ナカダチの位置は極めて重要である。

いふまでもなく、神事ないし祭の中心は神の臨御を仰ぐことにあり、その主役は本来は女性であり、後に男性が務めるやうになつたが、ずつと後世まで神託を伝へるのは女性の中から選ばれた巫女の任務であつた。本源的には神の嫁であつた天照大神や中国文獻に伝へる卑弥呼があげられることは周知の通りであり、また書紀に本紀をたてられてゐる神功皇后や清寧帝崩後に即位したともいはれる飯豊青皇女など、まさに井上氏のいふ「伝説的な女帝的人物」ではあるが、その伝承事実に照らしてみて明白である。

神功皇后が神託を求めるとは、古い儀式の形を示してゐるものであるが、仲哀記に、

その太后息長帯日荒命は、当時神帰せしたまひき。かれ天皇筑紫の詞志比の宮にましまして熊曾の国を撃たむとしたまふ時に、天皇御琴を控かして、建内宿禰大臣沙庭に居て、神の命を請ひまつりき。

とある。書紀には仲哀天皇が神語を信じないで崩せられたあと、「皇后吉き日を選んで齋宮に入り、みづから神主となり給ひ、武内宿禰に命せて琴撫かしめ、中臣鳥賊津使主を喚して審神者と為し」

神語を伝へてゐる。即ち、神懸りする巫女——「神主」「女司祭」の宗教的な靈威によつて、隠り身である神の託宣を受け、天皇が執政された祭政一致・政教一体の国家体制をまざまざと伝へてゐるのである。この神功皇后は、書紀に、天皇でなくして御紀をもつてゐられる唯一の人物である。それはいふまでもなく、正史が天皇と同格の扱ひをしたことを示すのであつて、歴代の漢風御諡号に「神」といふ諡のついてゐる方は、神武・崇神・応神の三天皇で、特に注目すべき性格をもつ天子だと説かれてゐるが、神功皇后またその範疇にお入れすべき天子であつたといへよう。「常陸風土記」は、倭武尊ばかりでなく、この神功皇后をも「息長帯比売天皇」（茨城郡）と申しあげ、『撰津風土記』逸文（住吉の社）にも同様にみえる。

『新撰姓氏錄』に「氣長足姫皇尊」と表記してゐることを併せみると、やはり神功皇后は、中国から移入した「天皇」の文字によつて統制される以前の、わが国本来の皇祖神のミコトモチ——「聖語伝達者」としてのスメラミコト（皇尊）「皇命」であつたのだ。

要するに、この聖語伝達者としての最高巫女が「中皇命」と称せらるべき聖職者であつて、仲哀朝における中皇命は神功皇后といふことであり、万葉で「中皇命」といはれる皇極齊明天皇も、女帝であられるから「中皇命」といふのではなく、舒明朝における、また齊明朝における「中皇命」であつたのだ。歴朝、中皇命といふ聖職者がをられたのであり、それは本来「齋宮」であつた筈であるが、別稿に詳述した通り、舒明朝以後天武朝の大伯皇女に至るまで中絶する齋宮の謎が物語るやうに、この間は皇后が高照らす日の御子に齋くと同時に、皇祖神を祀られたので、特に「中皇命」の称が表面に出たのであらう。その皇后が皇位継承上に困難な事情があると、みづから皇位につかれ、中皇命（中天皇）として司祭されながら天皇（大王）として執政されることになるのであつた。そこに天皇の神

格性・宗教性が一層高められたとみられよう。また古代六女帝（八代）のうち前半七世紀末までの、推古天皇は先帝の皇后であり、皇極齊明天皇と持統天皇は前帝の皇后であったので、そこに太皇后天皇（「靈異記」）とか太后天皇（「靈異記」）といふ称があり、中宮天皇の称もある訣だ。要するに中皇命が即位して中宮天皇とも称されるのであった。

### 三

中皇命の意義は、折口信夫先生の御高説につきるのであるが、その「女帝考」は、宮廷政治の中心は詔命伝達信仰にあり、上代后妃の中「尊」号の御名のついた方々は、いはゆるナカツスメラミコトとしての資格を表はしたものでらしいと推察され、あまたの女儀の尊名の中で、最も特殊で普遍的なものは「仲媛命」の多いことだと指摘、「この事は、関聯する所がひろいから、その度毎に述べるだろう」と申されたまま、われわれに残された三十一巻の全集の中には、その続篇を見出すことが出来ないのはまことに残念である。

一体どのくらゐ「仲媛命」が后妃の名に現はれるのであらうか。一通り上代后妃の御名を書記によって通観してみると、たしかに「中」を称する御名の多いことに注目させられる。即ち、次の通りである。

- 第三代 安寧天皇 淳名底仲媛命亦日淳名襲媛
- 第十四代 仲哀天皇 大中姫（妃）
- 第十五代 応神天皇 仲姫
- 第十九代 允恭天皇 忍坂大中姫
- 第二十代 安康天皇 中蒂姫命
- 第二十八代 宣化天皇 橘仲皇女

以上六代の帝の后妃に見出すことが出来るのであって、「中」を御

名乗りにもつ后妃が顕著であることは偶然でなく、それ相当の理由があったとみなければならぬ。これらの后妃に関する伝承を閲すると、そのことがはつきりいへるのである。

まづ淳名底仲媛命は、一書には磯城県主葉江の女川津媛、また大間宿称の女糸井媛とあり、『古事記』には、県主波延の女阿久斗比売とあって、いはゆる大和欠史八代中の皇后で、しかも異伝の多い点の一つの暗示を感得するのであるがしばらく措く。

次は仲哀天皇の妃であるが、書紀は「叔父彦人大兄が女大中姫」と記してある。麴坂皇子と忍熊皇子の生母である。皇后は氣長足姫尊―神功皇后で、皇后新羅征討の帰途二皇子は謀叛を画し、菟飯野で「折狩」をしてゐること周知の通りである。なほ彦人大兄は景行天皇の皇子であるが、景行帝には同名の皇妹がある。その大中姫命・倭姫命姉妹は明らかに巫女であった。周知の通り倭姫命は、天照大神を伊勢の国五十鈴の川上に斎宮を興して祀られ（垂仁紀二十五年三月の条）、一書にいふ通り、天照大神の御杖代となられたのであった。一方、石上神宮を物部が祀るやうになつた本縁譚に、大中姫命が兄の五十瓊敷命から「我老いぬ。神宝を掌ること能はず。今ゆ後かならず汝主れ」といはれてゐる。大中姫命は、これを辞して物部十千根の大連に授けて治めさせたと伝へるのであるが（垂仁紀八十七年二月の条）、本来、中姫とは神を祀るべき女性であったことを物語つてゐる。

次は応神天皇の皇后仲姫である。品陀真若王の王女三人揃つて入内し、真中の仲姫が立后され、兄姫と弟姫は妃になつてゐる。記紀にみえる歴代天皇の和風御諡号の中で、最も素朴な形態は応神天皇以後しばらくであるのは事実で、これが史実を伝へたものであることは倭五王との比較や歴代御諡号にみて、まづ疑ひないところである。その時代の皇后の御名に中姫が集中する事実からすると、歴代



——元明——元正——(聖武)——孝謙——(淳仁)——称徳(孝謙)

と、飛鳥朝から奈良朝に八代六柱の天皇が女帝であられる——その後、近世になって第一〇九代明正天皇、一二七代後醍醐天皇まで久しく女帝の登極をみない——。さらに倭姫皇后即位説をとるとほとんど一代おきに女帝が登場し、いかに中継ぎの位置にたたれるやうにみえるが、史学が説くやうに「天皇」の御称呼は推古朝に傳來したのであり、それは、皇祖神を祀り神意を傳達するスメラミコト本来の聖職をも一身に備えた女帝であればこそその称であつた筈で、これほどに女帝が登極してゐるといふことは、中継ぎはむしろ男帝ではなかつたのか、と考へてみたくもなる。重祚といふ空前絶後の大事が、この間の二女帝に限ってみられるのも、さうした「天皇」本来の性格によるのであらうかともみられる。とにかく、かうした数々の難題と中皇命の問題は切り離して考へられないのである。

私はこれを飛鳥朝から奈良朝へかけての問題として、大化改新の思潮と切り離して考へることは出来ないと思つてゐる。執政者であつた大王は、推古朝に「天皇」の文字によつて統制され、宗教性を高め、神格化を強化した。いはば大化改新は政教分離の頂点である。さうした点に、皇祖神を祀り、仲立ちして神意を傳達する最高最貴の巫女として、「中皇命」と称へねばならなかつた宗教上の理由があつたに違ひないのであるが、それはまた根本的にこの時期の男帝——舒明・孝徳・天智・天武——が、いづれも皇后に姪を冊立してゐるといふ極めて注目すべき事実と相関聯するもので、〃姪の力〃の古代論理から解明しなければならぬ。小稿は紙数の制限もあつて「中皇命」に関する基礎論を述べただけで終つてしまつたが、別に用意した「姪の力——中皇命をめぐつて——」と題する拙論を御併読願ひたい。

「中皇命」は、古代后妃の御名乗りとして極めて特徴的な「中姫」の性格と同じく、皇祖神と天皇との仲介者として、皇祖神を祀り神意を傳達する聖職にある者の称で、これが表面に現はれたのは中斷した齋宮と關係がある。だから皇族の出であることは、『万葉集』の題詞を比較検討するまでもなく明らかである。舒明天皇の御代における中皇命は、皇后宝皇女である。いふまでもなく後の皇極斉明天皇だ。この三・四番歌は間人連老の代作であるから、この人物と密接な關係にあつた方の筈で、その点、間人皇女が最も近いかとみられるが、皇女の御母としてさした違ひではない。間人連老は、白雉五年(六五四)二月に遣唐使判官として唐に渡つた者と同一人かどうか疑問もあるが、漢文学の素養に富んだ間人一族の一人として、宮廷詞人と考へてよいのであらう。

斉明天皇の御代における中皇命は、斉明天皇御自身といふことになる。女帝は司祭者であると同時に土地人民の上に君臨する執政者であつて、祭政一致の態勢をもつてゐたのである。「類聚歌林」による左注「天皇御製歌云々」は、果して三首全体に対するものか最後の一首だけなのか、曖昧ではあるが、とにかく編者のみた原資料には「中皇命」の御歌とあつたに違ひない。その「中皇命」に対して歌林に「天皇」とあるといふ注は、必ずしも作者そのものに対して、或は既に不明になつてゐたための注である。この三首の歌だつたといふのが正しいのかも知れないのである。この三首の歌は、有馬皇子が紀の温泉に喚問護送された折に、義母(生母は阿倍倉梯麻呂の女、小足媛)である間人皇女が同行しての作とする説があるが、間人皇女は、その召喚した斉明天皇の御娘であり、訊問した中大兄皇子の妹である。間人皇女と有馬皇子とは、いはば皇極斉明天皇と古人大兄皇子との間と同じことではなかつたらうか。また

孝徳天皇と間人皇后とは、母方のヲヂと姪といふ関係で、当時の婚姻規制に抵触するのである。それを犯してまで入内しなければならなかったところに、この婚姻の宗教性乃至は政治性を認めなければならぬであらう。孝徳天皇が遷された難波長柄豊碓宮から、中大兄皇子が皇祖母尊（皇極帝）と間人皇后を奉じて倭の飛鳥河辺の行宮に移ってしまふといふ事件からしても、それは察せられるのであつて、とても有馬皇子との関係で、みづからの母や兄弟からの召喚に同行したとは考へられない。沢瀉博士が説かれたやうに、「君が代」を御子たる皇太子中大兄のやがて治め給ふべき世、「吾が代」を御自身の今治める世、「吾が背子」を「君」と同じく中大兄を指すとみることができるのであり、また「よ」を「齢」とみて同様に「君」と「吾」を解釈することも出来るのであり、中皇命を齊明天皇御自身として一つも不都合はないのである。

終りに一つ見過し得ないことは、「中姫」に対して「中彦」の名があり、「中皇命」に対して「中彦天皇」があられることである。即ち第十四代仲哀天皇は足中彦天皇と諡されてゐる。この仲哀天皇と齊明天皇との御事蹟には、史学の側からの考証もある通り、類似点が多い。両者がともに筑紫出征中に神の怒りにふれて急逝し、崩御後、朝鮮出兵が決行されたといふ類似など、單なる偶然の一致として見過し得ないものがある。齊明天皇の御事蹟が、仲哀天皇の伝承の一部に投影されてゐるらしく、中皇命によって足中彦天皇の御紀を脚色したかの觀を払拭することは出来ないであらう。これを逆にいへば、齊明天皇が中皇命であられた一つの証にもならぬ。

注(1) 沢瀉久孝博士『万葉歌人の誕生』・『万葉集注釈』巻第一。土屋文明氏『万葉集私注』第一巻。

田中卓博士「中天皇をめぐる諸問題」(『日本学士院紀要』九) 中西進博士「万葉集の比較文学的研究」

(2) 拙稿「姪の力——中皇命をめぐる——」(『国語と国文学』)

(3) 拙稿「秋津島大和の背景——孝安天皇を軸に——」(『日本文学論』二〇昭和三十一年十月)

(4) 『総合日本民俗語彙』参照。

(5) 井上光貞氏『日本国家の起源』その他。

(6) 田中卓博士「中皇命と有馬皇子」(『万葉』四昭和二十七年七月)

(7) (2)と同じ。

(8) 沢瀉久孝博士(1)と同じ。

〔付記〕中皇命に関する問題は、去る昭和三十八年十一月十七日、柳田国男・折口信夫・武田祐吉三先生追遠の国学院大学国語国文学会において概略を述べ、これを補説して本年六月十三日の上代文学会大会(於東北大学)で発表した。小稿はその一部でまさに序論である。別に発表した「姪の力——中皇命をめぐる——」(『国語と国文学』昭和四十年十二月号)を御併読いただき、御叱正を賜はりたい。